の当該数値によって按分して算定するものとし、「林野水産行政費」に係る密度補正Ⅰに用いる密度は、当該新市町村又は財産区の所有する森林の面積を合併関係市町村ごとに分別して算定する（ただし、平成十二年八月一日以前に合併を行った場合における市町村又は財産区の所有する森林の面積は、平成二十七年二月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における市町村又は財産区の所有する森林の面積を農林業センサス規則によって調査した平成二年八月一日現在における合併関係市町村の区域に係る市町村又は財産区の所有する森林の面積によって按分し、平成十二年八月二日から平成十七年二月一日（沖縄県にあっては、平成十六年十一月三十日）までに合併を行った場合における市町村又は財産区の所有する森林の面積は、平成二十七年二月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における市町村又は財産区の所有する森林の面積を農林業センサス規則によって調査した平成十二年八月一日現在における合併関係市町村の区域に係る市町村又は財産区の所有する森林の面積によって按分し、平成十七年二月二日（沖縄県にあっては、平成十六年十二月二日）から平成二十二年二月一日までに合併を行った場合における市町村又は財産区の所有する森林の面積は、平成二十七年二月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における市町村又は財産区の所有する森林の面積を農林業センサス規則によって調査した平成十七年二月一日現在における合併関係市町村の区域に係る市町村又は財産区の所有する森林の面積によって按分し、平成二十二年二月二日から平成二十七年二月一日までに合併を行った場合における市町村又は財産区の所有する森林の面積は、平成二十七年二月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における市町村又は財産区の所有する森林の面積を農林業センサス規則によって調査した平成二十二年二月一日現在における合併関係市町村の区域に係る市町村又は財産区の所有する森林の面積によって按分して算定する。）ものとし、密度補正Ⅱに用いる密度は、当該新市町村の公有及び私有の林野面積を合併関係市町村ごとに分別して算定する（ただし、平成十二年八月一日以前に合併を行った場合における市町村の公有及び私有の林野面積は、平成二十七年二月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における市町村の公有及び私有の林野面積を農林業センサス規則によって調査した平成二年八月一日現在における合併関係市町村の区域に係る市町村の公有及び私有の林野面積によって按分し、平成十二年八月二日から平成十七年二月一日（沖縄県にあっては、平成十六年十一月三十日）までに合併を行った場合における市町村の公有及び私有の林野面積は、平成二十七年二月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における市町村の公有及び私有の林野面積を農林業センサス規則によって調査した平成十二年八月一日現在における合併関係市町村の公有及び私有の林野面積によって按分し、平成十七年二月二日（沖縄県にあっては、平成十六年十二月二日）から平成二十二年二月一日までに合併を行った場合における市町村の公有及び私有の林野面積は、平成二十七年二月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における市町村の公有及び私有の林野面積を農林業センサス規則によって調査した平成十七年二月一日（沖縄県にあっては、平成十六年十二月一日）現在における合併関係市町村の区域に係る市町村の公有及び私有の林野面積によって按分し、平成二十二年二月二日から平成二十七年二月一日までに合併を行った場合における市町村

所有する森林の面積は、平成二十七年二月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における市町村又は財産区の所有する森林の面積を農林業センサス規則によって調査した平成二年八月一日現在における合併関係市町村の区域に係る市町村又は財産区の所有する森林の面積によって按分し、平成十二年八月二日から平成十七年二月一日（沖縄県にあっては、平成十六年十一月三十日）までに合併を行った場合における市町村又は財産区の所有する森林の面積は、平成二十七年二月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における市町村又は財産区の所有する森林の面積を農林業センサス規則によって調査した平成十二年八月一日現在における合併関係市町村の区域に係る市町村又は財産区の所有する森林の面積によって按分し、平成十七年二月二日（沖縄県にあっては、平成十六年十二月二日）から平成二十二年二月一日までに合併を行った場合における市町村又は財産区の所有する森林の面積は、平成二十七年二月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における市町村又は財産区の所有する森林の面積を農林業センサス規則によって調査した平成十七年二月一日現在における合併関係市町村の区域に係る市町村又は財産区の所有する森林の面積によって按分し、平成二十二年二月二日から平成二十七年二月一日までに合併を行った場合における市町村又は財産区の所有する森林の面積は、平成二十七年二月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における市町村又は財産区の所有する森林の面積を農林業センサス規則によって調査した平成二十二年二月一日現在における合併関係市町村の区域に係る市町村又は財産区の所有する森林の面積によって按分して算定する。）ものとし、密度補正Ⅱに用いる密度は、当該新市町村の公有及び私有の林野面積を合併関係市町村ごとに分別して算定する（ただし、平成十二年八月一日以前に合併を行った場合における市町村の公有及び私有の林野面積は、平成二十七年二月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における市町村の公有及び私有の林野面積を農林業センサス規則によって調査した平成二年八月一日現在における合併関係市町村の区域に係る市町村の公有及び私有の林野面積によって按分し、平成十二年八月二日から平成十七年二月一日（沖縄県にあっては、平成十六年十一月三十日）までに合併を行った場合における市町村の公有及び私有の林野面積は、平成二十七年二月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における市町村の公有及び私有の林野面積を農林業センサス規則によって調査した平成十二年八月一日現在における合併関係市町村の公有及び私有の林野面積によって按分し、平成十七年二月二日（沖縄県にあっては、平成十六年十二月二日）から平成二十二年二月一日までに合併を行った場合における市町村の公有及び私有の林野面積は、平成二十七年二月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における市町村の公有及び私有の林野面積を農林業センサス規則によって調査した平成十七年二月一日（沖縄県にあっては、平成十六年十二月一日）現在における合併関係市町村の区域に係る市町村の公有及び私有の林野面積によって按分し、平成二十二年二月二日から平成二十七年二月一日までに合併を行った場合における市町村の公有及び私有の林野面積は、平成二十七年二月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における市町村の公有及び私有の林野面積を農林業センサス規則によって調査した平成二十二年二月一日現在における合併関係市町村の区域に係る市町村